

健康で快適な老後をおくるつてほしい

老人ニュータウン構想すすむ――



好評！老人学園講座

県民の生活向上に役立つ、専門的な知識や技能および一般教養を高める目的で「高等学校開放講座」が開かれています。その中へ、昭和45年から、この「老人学園講座」が組み入れられました。

この講座の内容は、趣味の園芸や農業をおもなテーマとしており、今年は、那賀高校、吉備高校と熊野高校の三校で開かれています。ここで受講できるのは、60歳以上のおとしよりです。

「同じ町内に住んでいますが、ふだん、あまり会えない人とも親しくなるし、ためになることを勉強できるので、この講座の開かれる日が待ちどおしい」との感想が物語るように、この講座は、おとしよりの「心のはり」となっています。

■老人ニュータウンの全体計画

一般に、老人は、家族と同居してくらすのが理想的だと考えられていました。

ところがいまは、家族制度の変貌によって、子が親を扶養するという義務感が薄れています。いわゆる核家族化の傾向が著しく、それに、住宅難も加わって、老人が家族と同居するといふことが困難になっています。

そのため、老人が、老人に適した環境で、生きがいを感じ、安心してくらせる「老人の町」を建設することが、老人のしあわせづくりに、最も有効な手段なのです。

◆配置されるおもな施設

老人ニュータウンには、一人一人の老人の所得、健康、趣味に適合できるように、各種の施設を網羅し、それを機能的に配置することが考えられます。

○老人住宅――単身用、夫婦用また分譲、賃貸などの各種が用意されます。

豊かなくらしと健康を

老人福祉週間――九月十五日(敬老の日)～二十一日――

なお、このニュータウンの中核となる「国民年金保養センター」の建設は、土地造成も終わり、九月着工のはこびとなっております。

ながく社会に寄与してこられた老人を敬愛し、長寿をお祝いするとともに、さらにくらしと健康を高めてもらいましょう。

平均寿命が伸び、男は七十歳、女は七十五歳。日本も、いよいよ世界の長寿国との仲間入りをしました。

このことは、非常に喜ばしいことですが、せっかく長生きできても、健康、社会との暖かい心つながり、経済的な余裕、などの条件がそろわなければ決して幸福とはいえません。

福祉和歌山。を県政の基本目標としている県では、従来から、老人想いの家の建設、老人クラブなどに補助金を出したり、ねたきり老人の世話を老人福祉に、市町村と協力しながら、力を注いできました。

そこで、この問題を真正面から取り組んでいたのが、最近の傾向として生活様式の激変化などのため、家族と同居できない老人や、身寄りのない老人が多くなっています。

そこが、全国で初の試みとして注目を浴びている「老人ニュータウン構想」です。

いま、県で色々とアラニングをすすめていますが、その計画の内容をご紹介しましょう。

○老人ニュータウン構想

平均寿命が伸び、男は七十歳、女は七十五歳。日本も、いよいよ世界の長寿国との仲間入りをしました。

このことは、非常に喜ばしいことですが、せっかく長生きできても、健康、社会との暖かい心つながり、経済的な余裕、などの条件がそろわなければ決して幸福とはいえません。

福祉和歌山。を県政の基本目標としている県では、従来から、老人想いの家の建設、老人クラブなどに補助金を出したり、ねたきり老人の世話を老人福祉に、市町村と協力しながら、力を注いできました。

そこで、この問題を真正面から取り組んでいたのが、最近の傾向として生活様式の激変化などのため、家族と同居できない老人や、身寄りのない老人が多くなっています。

そこが、全国で初の試みとして注目を浴びている「老人ニュータウン構想」です。

いま、県で色々とアラニングをすすめていますが、その計画の内容をご紹介しましょう。

○老人ホーム――老人の所得、健康状態に応じて、適当に選択できるよう、軽費老人ホーム、特別養護老人ホームなどが設置されます。

○コミュニティーセンター兼老人保養所――ここには、宿泊施設も設けられるため、国民年金保養センターの利用と併せて、町外から大勢の老人や若人を迎えることができます。特に、子や孫をはじめて、楽しい、心のつながりをはかれる場になります。

○作業場――民芸品などをつくる屋内作業場、果樹園、熱帯植物園などの屋外作業場が設けられます。

○スポーツ施設――屋外では、ミニゴルフやボーリングが楽しめる広々としたグリーン、卓球や玉つきなどができる屋内体育場も設置します。

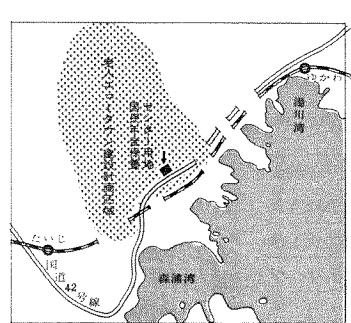
また、老人に会いにきた孫をはじめ、若人との世代間の交流ができる、老人に活気を与える場となるような遊園地などを設けます。この他に、病院、ショッピングセンター、管理事務所なども設置して、一つの町としての機能を備えます。二三日の保養や、長期の療養などにも、気軽に、しかも安心して利用できる文字どおり「新しい町」として生まれる予定です。

老人ニュータウンの建設場所は、気候が温暖で、風光明美、豊富な温泉が湧き出る那智勝浦町と太地町にまたがった箇所と定められました。

すでに、学術経験者などによる調査も進み、「老人ニュータウン構想」が具体的になるのも間近です。

なお、このニュータウンの中核となる「国民年金保養センター」の建設は、土地造成も終わり、九月着工のはこびとなっております。

ながく社会に寄与してこられた老人を敬愛し、長寿をお祝いするとともに、さらにくらしと健康を高めてもらいましょう。



自然環境保全条例

“青い海と緑の大地” 豊かな郷土の自然を守る

豊かな自然環境をもつた本県も、最近の地域開発により、すぐれた自然環境が失われつつあります。そのためには、経済的な豊かさだけでなく、郷土のすぐれた自然環境を保全し、開発と自然との調和をはかってゆくことが必要です。

この意味から、国で成立した自然環境保全法と相まって、県においても本県の実情に即した条例を制定し、七月十四日に公布されました。

そのおもな内容は次のとおりです。

一 自然環境保全条例の対象となる地域

二 保全地域の指定方法

三 保全地域内における行為の制限

四 損失の補償ならびに土地買取などの措置

五 罰則

一連の計画案(保全計画)を策定します。そして、これを公表するとともに、一週間縦観することになっています。そこで、この案に異議のある当該区域の住民および利害関係人は、縦観期間中に知事に意見書を提出することができます。

この意味から、国で成立した自然環境保全法と相まって、県においても本県の実情に即した条例を制定し、七月十四日に公布されました。

この意味から、国で成立した自然環境保全法と相まって、県においても本県の実情に即した条例を制定し、七月十四日に公布されました。

この意味から、国で成立した自然環境保全法と相まって、県においても本県の実情に即した条例を制定し、七月十四日に公布されました。

この意味から、国で成立した自然環境保全法と相まって、県においても本県の実情に即した条例を制定し、七月十四日に公布されました。

この意味から、国で成立した自然環境保全法と相まって、県においても本県の実情に即した条例を制定し、七月十四日に公布されました。

この意味から、国で成立した自然環境保全法と相まって、県においても本県の実情に即した条例を制定し、七月十四日に公布されました。



8月に和歌山市加太国民休暇村で開かれた自然環境を守ろう

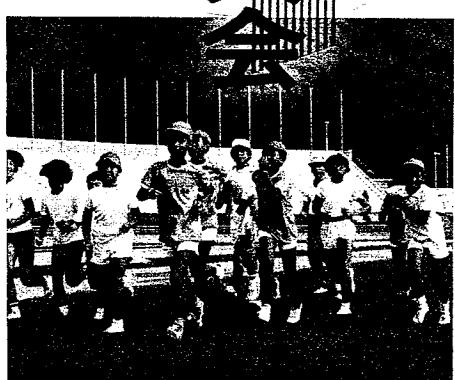
県民総参加スポーツ大会

十月八日～十日

スポーツの振興と県勢の発展を期して、県民総参加のスポーツ大会を開きます。

参加者を募り、サイクリング、歩け歩け、運動などの種目を行なわれます。

県下の各市町村では、



南紀療育園にプール完成

西牟婁郡上富田町にある南紀療育園にプールが完成し、去る八月四日にプール開きが行なわれます。

このプールは総額十五億、横十メートルで、水深の浅い遊泳場と普通

黒潮国体一周年記念

母子家庭百組を白浜へ招待



前記のうち、特に保全する必要な地区を特別地区に、それと一体となって自然環境を形成している土地の区域。

また、特異な自然現象が生じこれと一体となって自然環境を形成している土地の区域。

(3) その区域に生存する動植物を含む自然環境が、すぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原または河川の区域。

(4) 植物の自生地、野生動物の生息地、すぐれた自然環境をもつ地域。

前記のうち、特に保全する必

要のある地区を特別地区に、そ

の他の地域を普通地区としてい

ます。なお、特別地区には、特

別地区の意

見を聞き、指定の内容、規制行

為の内容、施設をどうするかな

のとおりです。

○建築物、工作物の新築、改

築、増築 ○宅地の造成、土地

の開墾、土石の採取など土地の形質を変更すること ○木竹の伐採 ○水面の埋め立て、干拓

○河川、湖沼などの水位、水量に増減を及ぼすことなど。

(2) 特別地区内の野生動植物

を受けなければならないものは

次のこととおりです。

○建築物、工作物の新築、改

築、増築 ○宅地の造成、土地

の開墾、土石の採取など土地の形質を変更すること ○木竹の伐採 ○水面の埋め立て、干拓

○河川、湖沼などの水位、水量に増減を及ぼすことなど。

(2) 特別地区内の野生動植物

を受けなければならないものは

次のこととおりです。

○建築物、工作物の新築、改

築、増築 ○宅地の造成、土地

の開墾、土石の採取など土地の形質を変更すること ○木竹の伐採 ○水面の埋め立て、干拓

○河川、湖沼などの水位、水量に増減を及ぼすことなど。

(2) 特別地区内の野生動植物

を受けなければならないものは

次のこととおりです。

○建築物、工作物の新築、改

築、増築 ○宅地の造成、土地

の開墾、土石の採取など土地の形質を変更すること ○木竹の伐採 ○水面の埋め立て、干拓

○河川、湖沼などの水位、水量に増減を及ぼすことなど。

(2) 特別地区内の野生動植物

を受けなければならないものは

次のこととおりです。

○建築物、工作物の新築、改

築、増築 ○宅地の造成、土地

の開墾、土石の採取など土地の形質を変更すること ○木竹の伐採 ○水面の埋め立て、干拓

○河川、湖沼などの水位、水量に増減を及ぼすことなど。

(2) 特別地区内の野生動植物

を受けなければならないものは

次のこととおりです。

○建築物、工作物の新築、改

築、増築 ○宅地の造成、土地

の開墾、土石の採取など土地の形質を変更すること ○木竹の伐採 ○水面の埋め立て、干拓

○河川、湖沼などの水位、水量に増減を及ぼすことなど。

(2) 特別地区内の野生動植物

を受けなければならないものは

次のこととおりです。

○建築物、工作物の新築、改

築、増築 ○宅地の造成、土地

の開墾、土石の採取など土地の形質を変更すること ○木竹の伐採 ○水面の埋め立て、干拓

○河川、湖沼などの水位、水量に増減を及ぼすことなど。

(2) 特別地区内の野生動植物

を受けなければならないものは

次のこととおりです。

○建築物、工作物の新築、改

築、増築 ○宅地の造成、土地

の開墾、土石の採取など土地の形質を変更すること ○木竹の伐採 ○水面の埋め立て、干拓

○河川、湖沼などの水位、水量に増減を及ぼすことなど。

(2) 特別地区内の野生動植物

を受けなければならないものは

次のこととおりです。

○建築物、工作物の新築、改

築、増築 ○宅地の造成、土地

の開墾、土石の採取など土地の形質を変更すること ○木竹の伐採 ○水面の埋め立て、干拓

○河川、湖沼などの水位、水量に増減を及ぼすことなど。

(2) 特別地区内の野生動植物

を受けなければならないものは

次のこととおりです。

○建築物、工作物の新築、改

築、増築 ○宅地の造成、土地

の開墾、土石の採取など土地の形質を変更すること ○木竹の伐採 ○水面の埋め立て、干拓

○河川、湖沼などの水位、水量に増減を及ぼすことなど。

(2) 特別地区内の野生動植物

を受けなければならないものは

次のこととおりです。

○建築物、工作物の新築、改

築、増築 ○宅地の造成、土地

の開墾、土石の採取など土地の形質を変更すること ○木竹の伐採 ○水面の埋め立て、干拓

○河川、湖沼などの水位、水量に増減を及ぼすことなど。

(2) 特別地区内の野生動植物

を受けなければならないものは

次のこととおりです。

○建築物、工作物の新築、改

築、増築 ○宅地の造成、土地

の開墾、土石の採取など土地の形質を変更すること ○木竹の伐採 ○水面の埋め立て、干拓

○河川、湖沼などの水位、水量に増減を及ぼすことなど。

(2) 特別地区内の野生動植物

を受けなければならないものは

次のこととおりです。

○建築物、工作物の新築、改

築、増築 ○宅地の造成、土地

の開墾、土石の採取など土地の形質を変更すること ○木竹の伐採 ○水面の埋め立て、干拓

○河川、湖沼などの水位、水量に増減を及ぼすことなど。

(2) 特別地区内の野生動植物

を受けなければならないものは

次のこととおりです。

○建築物、工作物の新築、改

築、増築 ○宅地の造成、土地

の開墾、土石の採取など土地の形質を変更すること ○木竹の伐採 ○水面の埋め立て、干拓

○河川、湖沼などの水位、水量に増減を及ぼすことなど。

(2) 特別地区内の野生動植物

を受けなければならないものは

次のこととおりです。

○建築物、工作物の新築、改

築、増築 ○宅地の造成、土地

の開墾、土石の採取など土地の形質を変更すること ○木竹の伐採 ○水面の埋め立て、干拓

○河川、湖沼などの水位、水量に増減を及ぼすことなど。

(2) 特別地区内の野生動植物

を受けなければならないものは

次のこととおりです。

○建築物、工作物の新築、改

築、増築 ○宅地の造成、土地

の開墾、土石の採取など土地の形質を変更すること ○木竹の伐採 ○水面の埋め立て、干拓

文化ニュース

県民文化会館 ☎ (0734) 36-1331

(大ホール)

- 9月12日 労演「ミスター・ポンコツの夢」
18時15分 800円
14日 民音「服部良一リサイタル」
14時 19時 1,100円
17日 みんなとともに楽しむマジックショー
13時 整理券
18日 労音「プラザーズフォー」
18時30分 2,000円 学生1,600円

(小ホール)

- 9月6日 黒沢明名作シリーズ(1) 18時 200円
7日 黒沢明名作シリーズ(2) 18時 200円
8日 黒沢明名作シリーズ(3) 18時 300円
9日 ピアノ発表会 14時 無料
10日 ピアノ発表会 13時 無料
17日 能楽大会 9時30分 整理券
23日 高校邦楽演奏会 11時 無料

近代美術館 ☎ (0734) 36-1331

- 9月6日~8日 洗心書道展
13日~17日 第5回勤労者美術展
21日~25日 オール関西フォトグループ展
28日~10月1日 新世紀美術展
10月1日~22日 国吉康雄、石垣栄太郎 ヘンリ
ー・杉本3人展(有料)
一般200円 学生150円 小中100円

博物館 ☎ (0734) 23-2467

- (常設) 和歌山の文化財
特別陳列 能面展(古沢巖島神社、河根丹生神社、色川神社、熊野本宮大社の能面)
9月30日まで
一般50円 学生30円
※博物館は和歌山城公園内県立図書館前

紀伊風土記の丘 ☎ (0734) 71-6123

- 資料館 常設展
一般50円 学生40円~10円
※博物館と資料館は毎週月曜日(美術館は毎週火曜日)と祝日の翌日が休館日です。
開館時間は午前9時30分~午後5時(資料館は午前9時~午後4時30分)

移動芸術祭来演

(県民文化会館)

- 9月9日 祝典公演、民俗芸能 11時 整理券
9月11日 読売日本交響楽団 18時30分
1,000円 700円 500円
9月13日 劇団四季「フィガロの結婚」
18時 1,300円 1,000円 500円
9月15日 関西吹奏楽コンクール 9時
300円(午前) 400円(午後)
10月4日 牧阿佐美バレエ団「くるみ割人形」
18時30分 1,500円 1,000円 500円
10月29日 劇団雲「マクベス」 18時
1,300円 1,000円 500円
11月17日 松竹歌舞伎「仮名手本忠臣蔵」ほか
11時 16時30分 1,500円 1,000円
500円

(御坊市体育館)

- 10月31日 文楽「四条河原の段」ほか
12時 16時 800円 600円

(新宮市民会館)

- 10月28日 劇団雲「マクベス」 18時
1,000円 500円

※移動芸術祭に関する問い合わせは、県文化財課へ

電通で結ぶ県の間を県政

200万円の設備貸与(譲渡)の賦払例

	賦 払 額	元 金	損 料
契約時	250,000円	200,000円	50,000円
半年	50,000	—	50,000
1年	293,750	250,000	43,750
1年半	287,500	250,000	37,500
2年	281,250	250,000	31,250
2年半	275,000	250,000	25,000
3年	268,750	250,000	18,750
3年半	262,500	250,000	12,500
4年	256,250	250,000	6,250
4年半	50,000	50,000	—
計	2,275,000	2,000,000	275,000

県中小企業設備公社では、設備の近代化をしたいが資金の調達ができないという中小企業者の方々に、必要な機械類を公社が購入し現物貸与(割賦販売)いたします。この制度は、中小企業設備近代化資金のよう半額の自己負担がなく、八百万円までの機械設備であれば、その価格の十倍の保証金と年五%の損料を用意していただければ足ります。そして、その機械設備

を使用しながら半年ごとに代金を支払えば、四年半で機械設備はあなたのものになります。なお、この制度についてのお問い合わせ、利用相談は、県中小企業設備公社(県庁本館1階電話○七三二四一三二六一)または、県商工課、織維皮革課、中小企業総合指導所、各県事務所産業課でお受けしています。

貸与をうけられる方

○事業設備近代化資金の貸付を受け対象業種に属する企業で建設業、サービス業を除く。○県内で一年以上同一事業を営んでいる企業。

○従業員が二十人以下の企業(小売業は五人以下)○最近二か年の平均利益が三百万円以下の中堅企業。

○同一年度内に中小企業設備近代化資金の貸付けをうけていた

○貸与設備の種類および限度額

○中小企業設備近代化資金の貸付を受け対象設備であること。○単純な更新とならないもので受け付けも同時に行ないます。

愛の献血をお願いします

②設備貸与の申し込みをされる方は、申し込み手続きなどについて事前にご相談ください。なお、設備近代化資金の説明会、受け付けも同時に行ないます。

血液は貴重な人の生命に直結する尊いものです。毎日、健康で明るい社会生活を営むことは、私たちひとりひとりの願いです。しかし、最近の交通事故の多発、成人病の増加などはわれわれを絶えず脅かしています。和歌山県では、一年

間に一万六千本(一本二百cc)の保存血液が輸血のために使用されています。あなたの大愛の献血は、血液を助けたときに、ご自分やかわいいお子さまの血液保障にもなるのです。

献血をしておくと次のようないか、献血はどこへ行つたらできるのかなどとよく聞かれます。三十人以上のご希望がありまして、市町村役場または、お近くの保健所までご連絡ください。

和歌山県血液センターから献血車が(医師、看護婦、器具などをそろえて)採血にうがいをします。個人または、数人のグループで献血される場合は、和歌

山市真砂町一丁目一 和歌山県心臓手術七百cc~一千五百cc

胃切除術(胃潰瘍)四百cc~一千五百五十cc

胃全剥離(胃がん)三百cc

十二指腸内視鏡検査(胃がん)四百cc~一千五百五十cc

胆管切離術(胆管狭窄)四百cc~一千五百五十cc

胆管狭窄(胆管狭窄)四百cc~一千五百五十cc

十二指腸内視鏡検査(胃がん)四百cc~一千五百五十cc

十二指腸内視鏡検査